

## 原子力規制委員会と原子力規制国際アドバイザーとの意見交換会合 結果概要

日時： 2020年11月25日（水） 20：00～21：30

場所： 原子力規制委員会（ウェブ会議システムにより、英・仏・チェコ・米の各国際アドバイザーと接続）

出席者：

### 国際アドバイザー

リチャード・メザーブ氏、ダナ・ドラボヴァ氏、アンディ・ホール氏、フィリップ・ジャメ氏

### 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

### 原子力規制庁

市村原子力規制部長、金子長官官房審議官

議題：

- 議題1 日本原燃(株)六ヶ所再処理施設の事業変更許可
- 議題2 新検査制度の運用状況

### 議題1 日本原燃(株)六ヶ所再処理施設の事業変更許可

---

原子力規制委員会（以下、「委員会」という。）から、資料に基づき、日本原燃(株)六ヶ所再処理施設の本年7月の事業変更許可について、これまでの経緯、新規制基準における設計基準対象施設及び重大事故等対処施設等に対する規制要求及び審査の概要を説明した。その後、国際アドバイザーと委員会との間で主に以下のようなやり取りがあった。

- ・ アドバイザーより、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓である、隣接する炉間における事故の影響の拡大に関連して、六ヶ所再処理施設では工程間及び施設間の影響をどのように考慮したのか質問があった。委員会は、審査において、再処理の工程毎に事故の対処が可能であり、工程をまたいだ影響を及ぼさないことを確認したことから再処理施設全体の安全機能は確保されると判断したと回答した。
- ・ アドバイザーより、航空機落下起因の火災及び航空機落下による損傷について、事故によるものと故意によるものに対する評価の違い、想定している航空機の型式等について質問があった。委員会は、全ての航空機を対象にして、六ヶ所再処理施設の周辺環境を考慮して落下確率が評価されていることを確認したこと、航空機落下は設計基準及び重大事故を超える事象という段階で分けて評価していることを説明した。

- ・アドバイザーより、事故時の放射性物質の放出の抑制という観点から使用済燃料の冷却期間の変更はよい判断だったと考える旨コメントがあった。
- ・アドバイザーより、出戸西方断層の長さが 10km から 11km に変更になったことで基準地震動の評価や設計等に影響はあったのかとの質問があった。これに対し、科学的・技術的な観点から地表の断層長さを確認したと回答した。さらに、結果的には延長された範囲は約 1km であったので、基準地震動に大きな影響を与えるほどのものではなかったと考えられる、地震動評価に用いる震源断層長さは、地表断層長さではなく Mw6.5 を想定して約 29km を用いて地震規模を評価している旨を回答した。
- ・アドバイザーより、再処理施設において、重大事故等発生時の対処要員の教育及び訓練について規制で要求しているのか質問があり、委員会は、重大事故等発生時に活動する要員への教育及び訓練を実施することを要求していると回答した。

## 議題 2 新検査制度の運用状況

---

委員会から、資料に基づき、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という。）に関する対応を含む新検査制度の運用状況について概要を説明した。主に、2020年4月から正式に運用を始めた新検査制度のもと第一四半期に実施した検査結果について、及び、COVID-19の検査への影響について紹介し、国際アドバイザーより運用開始を評価する旨のコメントがあった上で、国際アドバイザーと委員会との間で主に以下のようなやり取りがあった。

- ・アドバイザーより、現時点は確率論的リスク評価（PRA: Probabilistic Risk Assessment）の手法などの重要度評価（SDP: Significance Determination Process）のためのすべてのツールが揃っている状態ではない過渡期と理解していること、また、PRAは検査にとってよいツールであるが唯一のツールではなく経験、決定論的アプローチからの判断も重要であること、現場の検査官がPRAについてよく理解していることが重要であること、予めチェックリストが用意されていない検査（non-prescriptive inspection）について柔軟性は重要であるが安全上のリスクに対しては厳格な対応が必要であり、ある程度枠組みが必要ではないか、などのコメントがあった。委員会は、PRAについて独自のモデルを持つ米原子力規制委員会（U. S. Nuclear Regulatory Commission）とは異なり事業者のモデルを活用する方向で検討を進めていること、検査についてどこまでガイド等に規定するかは検査官の能力とのバランスの問題であること、従って研修、OJTなどを通して検査官の能力向上に向けて最大限の努力をしていく必要があること、確率論的アプローチと決定論的アプローチのバランスは委員会内でもよく議論になること、などを説明した。
- ・アドバイザーより、第一四半期の検査指摘事項について、事業者が主体的に規制機関へ報告を行うべき内容であり、検査官が発見すべきではないとの指摘があった。委員会は、法定報告事象に該当する案件については、事業者より委員会へ報告をうけたうえで事業者の是正措置プログラム（CAP: Corrective Action Program）に則って対応しており、該当しない案件については、正式な形で事業者から委員会への報告はないが、検査官への情報共有はなされた上でCAPにおいて対応したと説明した。さらに、

規制検査において、検査官がCAP書類を確認した際に、気づき事項として抽出したものもあることを回答した。

- COVID-19の検査への影響についてアドバイザーから質問があり、委員会より、本年度延期としたチーム検査が当初予定に追いつくには、対応する検査官のスケジュール確保などから約2年必要であると回答した。